

地域づくり協議会「取組検討グループ」について(案)

1 趣旨

障害者配慮条例に基づく取組に関する3つのテーマ（「障害理解の普及」「相談事例への対応」「合理的配慮の推進」）について、地域づくり協議会の中で主に関わってもらい委員を決め、事務局と企画段階から意見交換を行いながら取組を進めていくことで、市と地域づくり協議会が一体となって条例の目指す「誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり」を推進していく。

2 進め方

各グループの構成員となった委員と事務局が意見交換をしながら、方針や内容を協議し、取組を進める（集まって協議する形にはこだわらず、電話やメールで意見を聴くなど可能な方法で意見交換を図る）。協議会内での取組の提案や報告については基本的には事務局が担当し、補足や評価等に関わった委員にお願いする。

3 各グループの構成員案

- (1) 障害理解の普及（事務局担当者：米野）
山口委員、四方委員、前田委員、赤木委員
- (2) 相談事例への対応（事務局担当者：青木）
板村委員、井上委員、鳥居委員、大原委員
- (3) 合理的配慮の推進（事務局担当者：山田）
木戸委員、林委員、南部委員、渡邊委員

4 各テーマに基づく今年度の取組予定

- (1) 障害理解の普及
 - ① 市職員研修をより多彩な内容で実施
 - ② 障害のある人となない人との新たな交流の機会の創出
 - ③ 民間事業者と支援事業者の交流の機会の検討
- (2) 相談事例への対応
 - ① 障害当事者への条例等に関する情報の発信
 - ② 相談員研修をより充実した形で実施
 - ③ 窓口以外で困りごとを聞く仕組みの検討
- (3) 合理的配慮の推進
 - ① 合理的配慮の好事例の収集・整理・発信
 - ② 公的助成制度を利用した事業者のフォローアップ
 - ③ 市ホームページでの情報公開と西部地区での助成制度の利用促進